

## インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

The Indian Ocean Tuna Commission

1996年3月27日 発効

1996年6月26日 日本受託

事務局：セーシェル

### 1. 経緯

1993年11月25日、第105回FAO理事会において、FAOの下部機関としてその設立が採択され、1996年に発効した。また、2006年より、台湾の参加を可能にするため、FAOから分離するための条約改正について議論されている。

### 2. 目的

管轄区域(インド洋及び必要に応じ接続する諸海)における高度回遊性魚類(まぐろ、かつお、かじき類)の保存及び最適利用の促進

### 3. 設立協定

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定

(Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission: IOTC)

### 4. 加盟国等 (27か国+E.U.)

日本、E.U.、韓国、中国、豪州、インド、セイシェル、インドネシア等

### 5. 主な保存管理措置

IOTCは、これまでメバチやキハダを含むカツオ・マグロ類に係る保存管理措置を実施。その主要なものについては以下のとおり。

#### ① 漁獲能力規制

加盟国及び協力的非加盟国は、毎年の熱帯マグロ類(メバチ・キハダ)対象の実操業隻数を2006年水準、メカジキ・ビンナガ対象操業船については、2007年水準で制限。

#### ② 統計証明書制度

メバチについて、貿易情報から漁業動向・漁獲実態及び漁獲データを収集し、特にIOTCとしての情報収集が困難な非加盟国の漁業実態を把握して資源管理に役立てる目的で、輸出国が貿易情報を記載し証明した統計証明書を発行し、漁獲物に添付する制度。例えば、漁獲物が漁船ポジティブリスト制度によるポジティブリスト掲載船の漁獲物かどうか等の内容が確認されている。

#### ③ 混獲対策

はえ縄漁業における海鳥の混獲対策として、トリポール、残渣の適切な処理等の回避措置の義務づけ。